

自治基本条例制定記念フォーラム

平成22年3月20日（土）午後7時から午後9時

（司会） お待たせしました。ただいまより、自治基本条例制定記念フォーラムを開催させていただきます。

私は、本日の司会を仰せつかりました「小平市自治基本条例市民の集い」の橋本と申します。

「小平市自治基本条例市民の集い」は、「自治基本条例をつくる市民の会議」が自治基本条例の制定まで存続と会則で定めておりましたので、昨年12月で解散し、記録誌の発行などを目的に名前を変えて再発足しました。

今回の制定記念フォーラムは、市と「市民の集い」との協働事業として実施させていただいております。

本日は、皆様、土曜日の貴重な時間を割いて多数ご来場いただきましてありがとうございます。これから予定としては2時間、実りある会にさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

私どもは、4年前に市長の呼びかけで61名が集まり、これで4回目の春を迎えました。

その努力が実って、無事、条例が制定されほっとしておりますが、これから市と市民が協働をして、これを大きな実にするかどうか、これが大きな勝負かなと思っております。そのために、今日のフォーラムは、市と「市民の集い」の協働で開催、運営させていただくことになりました。

これからも多くの市民の皆さんの参加と協力をいただいてさらに前進していければ、小平がより良いまちになっていくことと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず小林市長のご挨拶をいただきたいと思います。

<小平市長挨拶>

皆さん、こんばんは。大勢お集まりいただきましてありがとうございました。

この自治基本条例には、私もいろいろな思いがございます。選挙の時に、市民参加や市民自治あるいは情報公開、協働といったようなことは言い尽くされており、お題目のように分権・自治を唱えない人がないくらい4年に1回は、みんな同じようなことを言うわけです。それで当選してその公約をどう実現していくのかということになると、なかなかその先が具体的な絵として示していけなかったということがあります。

私は、いろいろな活動、ごみの減量だとか、資源の再利用を主なテーマとして、8年間活動してきたということがあったものですから、なにかこれを具体的な形で市民の皆

さんと、一目標がないといけませんから、みんな同じ土俵に乗れるような目標をつくろうと、要するにこの小平市をどういうまちにしていくのか、どういうふうにお互いに役割分担をして責任を果たしていくのか。そんなことわかっているよ、法律はいっぱいあるじゃないか、とみなさんおっしゃるんですが、そのとおりなんです。でも、大きなテーマ、くくりとしてはあるんですが、その細かな役割というのは示されていない。もっと言えばですね、これは、どちらかという上から押しつけ的な、強制的な色合いが強いものですから、それを我々自らが、我々自身の役割や権限というものをもう一度自分たちでつくっていきこう、そういった道筋を我々自身がつくっていきこうということで、始めたわけでございます。

いま、司会の橋本さんからありましたように、61名の人たちが160回も会議をやってつくったということ、非常に感謝申し上げます。

正直なところ、いろいろな大学の先生の知り合いに、この条例をつくる時に相談にいきまして、具体的に動き出す時にも相談にいきまして。今はもう時効ですけども、「小林、おまえ、本当に市民に全部まかせるのか」と言われました。とんでもないことになるぞ、ということと言われたんですけども。とにかく、私は、市民の皆さんを信じて、皆さんに任せていきこうという、私自身も腹をくくったというんでしょうか、私自身も一蓮托生、もう皆さんと共にこの市政をお互いに担っていきこうというつもりで、この数年間やらせていただきました。

その中身のことは、時々、もれ聞いていましたんですが、ここで、皆さんがおつくりになった「市民がつくった自治基本条例」という冊子をいただいて、この前、東京駅に用事がありまして、これを全部一気に読みました。感動しました。

いろいろ意見があった、こどもの権利条項の問題だとか、市民投票とか、あげればきりがない。議会に対してもあるでしょうし、市長に対してもあるでしょうし、それぞれあるんだろうと思うんですけども。「小平方式」と代表は書いていますけれども、全国にいくつも条例がある中で、市民の100%手作りで、一最終的な条例案の形にするときに市はかかわっておりますけれども、市民の皆さんが、市民の皆さんの中でつくってきたものということで、読んでいて本当に感動いたしました。

自治というのは、非常にきれいな言葉でいいんですけども、実際、大変なことなんです。自らが自らを治めていくと、これほど大変なことはない。自己管理できないのは駄目だとか、自分を律して、そして全体の利益、目的を最大公約数的にやっていく。大変なことなんです。本当に、感謝申し上げます。

この自治基本条例。議会でもいろいろありました。できたあとに、何が変わったのかという議論もありましたし、今後、どうやっていくのかという議論もありました。

私は、いろいろなところで言っていますが、この自治基本条例をつくる過程というのが非常に大切なんです。いろいろな皆さんが議論して、それで皆さんが一致できる点をお互い議論しながら見出していく。その、結晶としてできたわけなんです。できたあと、

何をしていくのか。これを具体的な形でまちづくりにどう生かしていくのか。これだって、また、ひとつひとつ大変な議論がある。この議論を積み上げる毎日が自治基本条例の具体的な活用になってくる。ですから、これから先は、皆さん、ずっと自治のレベルを上げていくという、いわば闘いであるわけです。この闘いは役所をいじめたり、議員をいじめたりするものではないわけです。これは、自らの闘いであるわけです。議会も私も皆さんの代表です。皆さんから選ばれている。ですから、これからの闘いはまさに自らの闘いです。自らを律して、そして、この全体の目的に向かってやっていくという、そういった膨大なこれからの皆さんの活動というのが、また、期待されている。これはずっと続くわけです。ですから、何かこう思い描く将来の絵、形というものはないわけです。常に進化していく。常に変わっていくんです。その時代時代の変化に、あるいは先取りをして、あるいは後追いをやっていくというのが、これからの皆さんの活動ではないかというように思っております。

もちろん、我々も一生懸命、行政のサイドでもやっていきますし、皆さんとの協働ということでもやっていきます。お互いが刺激し合って、お互いが目指す方向性を確認しあっていくということなんだろうと思っております。

私は、この基本条例はどういうことかという觉悟、将来に向けて我々が立っている位置を確認しあって、将来に向かって我々は觉悟をするんだ。もう後ずさりはしないんだと。できる限り市民の皆さんと協働しながらよりよいまちづくりをみんなでやっていくという、そんなことを私はいろいろな方面で申し上げております。

今日は、そのスタートとなる日なのではないかと思っております。そういう意味では、今日の会がうまくいきますよう、皆さんいろいろな刺激を受け、また、新しいものを得て帰っていただき、それを地域で発信をしていただき、また、地域から声をきいて議論をする。これを繰り返し繰り返し、是非やっていただければと思っております。

共に小平に住んでよかったといわれるようなまちづくりに、邁進していただきたいと思っております。

本当に、今日は、こうした機会をいただきましてありがとうございます。

(司会) 小林市長、ありがとうございました。

それでは、引き続きまして、小平市議会議長の永田議長にご挨拶をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

＜小平市議会議長挨拶＞

皆さん、今晚は。ただいま、ご紹介をいただきました市議会議長の永田政弘でございます。

本日は、小平駅で一番賑やかな日というお彼岸でして、朝から車も人も込んでいる、年2回の一番忙しい日であります。

市長から、るる熱い思いを言われましたが、市議会の方からもひとことご挨拶をさせて頂きたいと思います。

本条例案の検討に当たっては、公募市民61名による「小平市自治基本条例をつくる市民の会議」の2年弱の活動によるものとお伺いしているところでございます。

この場をお借りいたしまして、その労苦に対しまして敬意を表したいと思います。

また、本日の制定記念フォーラムの開催に当たっては、市民の会議の皆さんにご協力いただいているとお聞きしておりまして、重ねて御礼を申し上げます。

市議会におきましては、平成20年6月定例会初日に議案を上程し、13人からなる小平市自治基本条例特別委員会を新たに設置いたしまして、19回に及ぶ審査を行った後、平成21年12月定例会の最終日に条例案を可決したものでございます。

この特別委員会は、当初、私が委員長となりスタートいたしました。1年後の平成21年6月に私は議長となり、委員長を交代いたしました。議長は各委員会全部に出席いたしますので、私は、19回のすべての審査に出席したことになります。

最終的には、賛成多数で可決いたしました。平成21年12月の議会最終日に議長といたしまして、「これで小平市自治基本条例特別委員会の審議を全て終了しました」と申し上げたのが、大変感慨深く、つい昨日のこのように思い出すところでございます。

自治基本条例は、自治に関する基本的な原理やルールを定めたものでございますが、市議会の項目といたしましては、市民の信託に基づく市議会の基本原則と責務、市議会議員の責務について規定されております。

議会運営の基本原則といたしまして、議会は、市の議事機関として、市民に開かれ、市民に分かりやすい、及び市民から信頼されるよう、議会を運営することを基本とする。と規定されているところでございます。

今後、規定内容に則した議会の運営に努めてまいりたいと考えております。

また、市議会におきましては、昨年末に議会の総意で議会改革調査特別委員会を設置し、今後、自ら議会改革に取り組んでいくことを決意したところでございます。

結びに、今後も市議会は議事機関としての使命を発揮し、さまざまな課題解決に向けて議論を交わし、市民の皆様の声を市政に反映させてまいりたいと考えておりますので、皆様のご指導とご支援をよろしくお願いいたします。

本日はありがとうございました。

(司会) 永田議長ありがとうございました。それでは、次に、財団法人地方自治総合研究所所長辻山幸宣さんに基調講演をお願いしたいと思います。

辻山先生は地方自治や自治基本条例の権威として全国を飛びまわられご多忙の中で、ここにお越しくださいました。

辻山先生には、この度の条例づくりに対しても、講演、研修などで、私たちも折々ご

指導をいただき、ここに至ったことに対しまして、感謝申し上げます。

基調講演は、「まちづくりに活かす自治基本条例」と題してお願いしたいと思います。

それでは、辻山先生よろしく願います。

<基調講演「まちづくりに活かす自治基本条例」>

講師 地方自治総合研究所所長 辻山幸宣

こんばんは。今、司会の方が言われたように、ここに立つのは3回目でしょうか。同じ部屋だったなあと思い出しております。

本当に長い時間とたくさんの精力を費やしてついに条例案までこぎつけて、そして議会を通過して、これがこのまちの憲法として昨年12月から施行されていると聞きました。これから、憲法をもったこのまちがどのようになっていくのかということを、よそながら大変関心をもって見つめていきたいと思います。

私、今日、当然ですけれども、この条例には、こんなことが書いてありますよ、ということ話をしに来たのではありません。なぜ、いま、全国で自治基本条例をつくろうといううねりが出てきているのか。しかし、実際につくって議会を通ったものは、まだ1割にも満たないのが現状でございます。1割と申しますのは180位、その中で私が見ている限りでは100以上、いやもっと150位は条例が議会を通過して印刷物になって、それぞれの市の例規集やホームページに掲載されています。問題はそこからなのですが、できあがって、議会を通過する、そうすると行政の方も、議会ですそれを推していた方も、「やれやれよかったわい」となる。それが今度ニュースで市民の会議ですとか検討委員会の市民の方に伝わると、「やれよかった」といって肩をなでおろして翌日から忘れるというような。つまり、ファイルされたままで眠っている条例というのがほとんどなのです。

なぜ、こんなになるのかというと、基本条例は憲法ですから、直接この条例が市民や行政に命じていることはないのです。たとえば、多くの条例には、「市民には参加の権利を保障します」と書いてありますけれども、具体的に、「このあいだ、条例を決めたそうですけれども、私は参加させてもらっていない」といっても救済されないのです。なぜならば、「〇〇の場合には、〇〇の参加の方法を保障します」という細かい市民参加の条例が必要なのです。それによって、一人ひとりの参加の権利が保障される。そして、それは保護される、というこういう関係になります。ですから、憲法をつくっただけでは、何も変わりはないのです。だから、多くの自治体では、つくった途端に忘れても何にも不都合はないということで、いま済んでいる気がいたします。

せっかくだと皆さんの時間と、そして大げさにいえば人々とのすり合わせといいますか、意見が違う人とも妥協しながら、なんとか結論までに至ろうよという努力をされて作りあげたこの条例を、そのまま寝かせてはいけないということ、今日、お話をまいり

ました。なぜ、寝かせてはいけないかということをご紹介いたします。

実は、今から12年前位に私たち、地方自治法よりももっと上のクラスに地方自治基本法というものが需要ではないかという検討会を持ちまして、その中に自治基本条例を定めることができるという規定を1条置いたのです。それがいわば、自治体の組織と運営に関する基本的なルール、つまりその自治体の基本法たるものだというような位置づけでつくりましたが、この自治基本法という法律は、実は案だけあって審議もしてくれず、国会を通過しておりませんので、言ってみればお蔵入りということになっております。しかしそこに書き込まれた自治基本条例というものが、それぞれの自治体での努力によって、ようやく、これだけの数になってきた。さすがに、政府の方も地方自治基本法、あるいは地方政府基本法というようなものが需要だと、鳩山総理大臣も言ったそうですが、原口総務大臣ははじめ3年位で基本法をつくりたいと言いつつ始めているのです。これだけ自治基本条例の動きが先行していて、そしてそれが全国に広がって、その基本条例に従って自治体の運営がされるんですよということになれば、もしかすると国の法律はいらないかもしれない。私は、そう考えているところです。

さてそこで、そのようにして多くのところで、一できているのは、まだ少ないのですが、取り組まれているのはなぜだろうか。そして、こちらのように自治基本条例ができたということは何を意味するのか。このことを考えてみたいと思います。結論を先に申し上げますと、私はこうっております。その地域を治める主体、これがバトンタッチするのだ。これまでは、どちらかという和政府部門、自治体ですと市という行政と議会というものがあって、こちらがそもそも地域を治めていると考えられてきました、長らく。そしていま、この基本条例を通じて、この地域を治める最終的な主役は、そして責任者は誰あらんそこに住んでいる住民たちである。なぜならば、その人たちがその自治体での主権者だからなのであります。主権者として政府をつくっているから。これまではつくった政府に預けてまいりましたが、ようやくいま、市民たちが主役になって、この地域を治めるのは市民だということはこの条例で宣言したのだ。と、こう考えているのですね。

もともと地域には、市役所とか県庁といったものがなかった時代、たとえば江戸時代には、人々は自分たちで相談をして、自分たちで解決をして暮らしていました。雨が降ってぬかるんだら道普請は自分たちでやる、共同作業でやりました。ひとりで暮らしていくのはきついです。家がちょっと傾いてきたな、改築しなくてはいけないなといったも工務店がありませんから、皆に声をかけて手伝ってもらって建て替えとか屋根の葺き替えとかをやる。峠道が崩れて隣町での道路が通っていないというときには、峠を切り開いたりしました。余談ですが、あの山越村が峠に手掘りのトンネルをつくっていたのをご存知でしたか。地震のあとで発見されたのです。このようにして、その地域とそこで人々が暮らす条件というのは自分たちで整備していた。つまり、その地域は自分たちで治めていたと考えられるのです。

ところが近代になって、人々は働きに出なくてはならなくなりました。皆が農民や漁民であるわけにもいかず、そして人々は働きに出る。そうすると共同作業のときに出られません。会社が優先になります。そこで、人々は集まって、共同作業が成り立たないのではこのまちはピンチだぞ、どうにかしようということでお金を集めて、そして人を雇い入れてそこに行政をつくったのです。いまでいう政府をつくりあげたのです。そして、一方に寄り合い、いまでいう議会ですね、皆で集まって雇い入れた人たちに「秋までにどこからどこまでの道普請をやってもらいたい」、「どここの川浚いをやってもらいたい」という事業を決めて、「ついてはそれにこれだけのお金を用意してある」という、いってみれば事業計画と予算を立てて、専門の能力を持った人たちにやってもらう。こうして、行政が地域社会の中から生み出されていったのです。もちろん、村寄り合いもいつまでも全員集まってやるわけにはいきません。共同作業だって欠席者がでるくらいですから、それで寄合出席者は、「まあ5軒に1人ぐらいということにしようか」という選挙という方法を思いついて、これが今日でいう議会ということになったのです。ですから議会というのは、その地域の住民たち全員で決めていた意思を代理しているという関係になった。まさに住民たちは、自分たちの共同作業でできなくなったことを代わってやってもらうために政府を生み出しました。

そしてこの政府が、実は国からの委任事務というようなもの、たとえば公衆衛生の仕事だとか都市計画、教育というさまざまな仕事を引き受けながら、やがて住民から離れて独自の歩みをするという時代に入ります。とりわけ、第2次世界大戦以降はこの住民たちが作りあげたはずの政府が、中央政府と地方政府が一体となって人々の生活を支える。いまの言葉でいえば、福祉国家とかナショナルミニマムいわれるような誰もが幸せに生きられるように、その責任を政府が負っていく。一人ひとり、あるいは隣近所で支えあって生きていくということ、本当はそれが肝心だったんですけども、「政府がそれを実現いたします」というのが、世界各国共通の方針になりました。これを「福祉国家化」と言っているのですけれども、長くはありませんでした。

30年くらいでこれが限界にきます。なぜならば、福祉国家というのは大変お金がかかるのです。税金を集めて困っている人には生活保護費を支給する。あるいは職場を失った人には公共事業を政府が起こしてそこに雇用する、そのようにして人々をみんな幸せにするんだとやってきました。それで、仕事がどんどんとふえ、生活水準が上がり、たとえばかつては共同作業でつくっていたような橋もですね、いったん落ちたら今度はコンクリートの橋にしましょうかとか、新幹線をつくる、空港をつくりさまざまな人々の要求を引き受けて大きな政府になってまいりました。これが1970年代の半ばぐらいで世界中の国々が行き詰ってしまうのです。その原因は、よくいわれているオイルショックとかあるいはドルショックというのがありまして世界中の経済がだめになって、国家経済が行き詰ってしまったのです。そこで多くの国々では政権交代が起こりました。イギリスのサッチャーさんだとかドイツのコールさんだとかアメリカのレーガンさん

だとか政権交代が起きて、政府はこれまでのように多くの公共サービスはしない、公共サービスを市場で提供してもらおうと考えたのです。つまり、民間化ということによって、政府が支えきれない分野はそこに委ねていこう、これを俗に言う市場主義とか市場化というのですけれども、こうして政府が一步さがるといふ世界を生み出していったのです。

日本は、十数年遅れました。なぜか。その後、バブル経済でそんなに撤退しなくたって税金が入ってきましたのでちょっと油断しましたね。「うちらは金がある」と。だから生活保護も公共事業の空港建設も高速道路もどんどんつくれると思ってしまったので、バブルが崩壊した後の深刻な国家財政の危機というのは現在も続いているのです。そこで考えてください。

政府が人々の暮らしの隅々まで面倒を見ます、たとえば一番有名なのは松戸市の「すぐやる課」ですが、いまもあります。当時は、全国に流行りました。「すぐやる課」だけでなく、「なんでもやる課」をつくったところ市民たちは喜びました。やってくれるんだもの、電話1本すれば飛んできてやってくれる。「こんないい市役所はない」と思っていたはずでございます。けれども、いま申し上げたように世界の国々と同様に日本もまた政府が手を出せる、政府が責任を持てる領域は次々に縮小しなければやっていけなくなりました。自治体政府ももちろんでございます。自治体政府の力というのは、財政、つまり予算でなんとかなるものはなんとかしよう、それと職員、職員の力があれば相当のことができますが、いま残念ながら職員の数は減少傾向に向かっています。お金がないからだと思うのですけれども、どんどんと職員を減らしてきている。財政も厳しいです。そうすると自治体政府もまた多くの人々の新しい需要に応えることができなくなってきている。こういうことが、全国的な傾向として発生しているのです。このようにして、たくさん仕事をやってくれた自治体政府に、先ほども言いましたように、電話1本で飛んできてくれることに人々は慣れていって、そしてそれやってもらって当たり前だと思ふようになりました。もともとは自分たちがやっていたものを預けているにすぎないのですけれども、やがて、「政府に依存する市民」という言葉が世界中を走った、こういう時期がございました。

このようにして、一方で政府が撤退しなければいけないという端的な情勢があります。もう一方で人々の暮らしも変わりました。いま、お年寄りは、ほとんどが独り暮らしか、夫婦だけで暮らしているのです。65歳以上の人口の7割近くが、単身または夫婦のみ世帯なのです。だれが、みるのでしょうか。この国が順調だった、世界が順調だった1970年、65歳以上のお年寄りの79%は子どもと同居していたのです。これはいまと全然違いますよ。いま、独り暮らしの家で風邪をひいてちょっと熱がある食事どうしようかというときに、子供と暮らしていなければ頼むわけにもいかず、隣の人が声掛けてもらえる方はラッキーで、もしかして同じ季節、隣も寝込んでいるかもしれないというような高齢社会に入ってしまった。そこへまた政府は手をつけるのかということになりますと、次第に新しい公共によって地域社会を維持していかなければならない、

こういうことが言われるようになりました。新しいというからには古いがあるのですが、古い公共というのは何かと言いますと、公共サービスのほとんどを政府が面倒をみるという時代のことを古い公共の時代と言ってよいと思います。で、この新しい公共の時代というのは、おそらく人々が地域で声を掛け合って支えあうことは支えあう、つまり、市民たちがその地域をよい社会にしていくという役割を担うということになりそうです。これを私は、市民中心の地域づくりと言っています。

さてそこで、誤解のないように言っておきますが、市民中心の地域づくりということは、先ほども言いましたが市民が治めるということなんですけれども、それは自分たちでやることなのか、それはとてもできませんので、2つの方法を考えるのです。ひとつは、それこそ初めに自治体政府ができたときのようにですね、住民が自治体政府を上手に動かして運営して、そこにさまざまな委任した仕事をやらせるということです。たとえば道路の維持管理、これ市民たちが力を合わせてもちょっとなかなかできません。もちろん長野県栄村のように田直し道直しというように、道路はほとんど住民が作業しているところはあります。役所は機械と原料を提供するだけです。これは日本でもまだまだ少数派とっていいでしょう。多くは自治体政府にそれを委任している。そうすると市民が自治体政府をつくっているのですから、この自治体政府の運営に責任を持たなければいけません。これを好きなようにさせておくと、ご承知の夕張市のようになってしまうのです。ですから、運営を勝手にされないように皆さんの仲間の中から代表者を選んでいくわけですね。市長を選び、議会の議員を選んで、自治体政府を経営してもらう。

問題は、この自治体政府の経営が上手でない場合にどうするのかということ、そのためにたくさんの権利がこの基本条例に書き込まれているようでございます。参加の権利とか、提案する権利とかですね。そういうふうにして自分たちのつくった政府なのだから、きちんとよりよくそして効率的に、うまくいけば安上がりに運営してもらうと大変助かるのですが、そのようにして、政府を上手に運営していく責任は市民自身にございます。そのことが、基本条例で宣言されたと考えればいいのです。

そうすると政府をうまく運営して政府にたくさん仕事をさせていけばいいのか、それじゃあ今までと同じなんですね。残念ながらいま私たちは、自分たちが作りあげた政府に隅から隅まで全部公共サービスを行きわたらしてもらうほど税金を払ってはいないのです。世界でもまだ低い方に属します。しかもいま政府は全体として、手を広げるという状況にはありません。

このまちはだれのものか。それはそこに住んでいる市民のものであります。そのまちをよりよいものにするために必要なこと、あるいはできることは市民が引き受けることとなります。そのことがまたこの基本条例の中で、宣言されているというふうに思います。

先程、市長さんは、基本条例をつくったということは、これはひとつ市民の覚悟をみたような気がする、覚悟という言葉をお使いになったと思いますが、まさにそのとおりでありまして、これまでこの地域は役所が治める、役所にまかせておけばうまくいく、

役所が主役なんだと思っていたものを、いや違う、市民が治める、私たちが治める、従って役所にも私たちが委任した内容をよりよく実現してもらいたい。私たちは、私たちが、近所の人たちと声を掛け合って、秋に枯れ葉が散ったら、それぐらいは声を掛け合って掃こうよと心に決めるということです。

この間も、雪が降りまして、私も口ではこうきれいなことを言っていますけれども、結構、近隣関係はきついです。朝の7時前にガーガーと雪を押している音と人声が聞こえてまいりました。力を合わせて作業しているのです。それが次第に私の家の方に近づいてきているのがわかり、寝ていれなくなり出ていきましたところ、まさしく、私の家の前の道路にかかっておりました。お詫びをしてとりかかりました。私が北海道出身ということがわかっているものですから、向こうも私に依存することがありまして、「慣れているでしょう」と言われまして、八面六臂の闘いを挑みましたら、1週間腰が固まってしまいました。申し上げているのは、そういう意味で、コミュニティをつくっていくという喜びと同時に、実は大変な責任を背負うということです。地域をつくっていくということは、いつでも権利ばかりではありません。

最初に申し上げた近世集落での共同作業のときに「出て来い」と言われたら、これは義務だったのです。これ、さぼると制裁があります。ご承知の村八分のように。そのようなものとして、地域が実は営まれていた。しかし、いま、私たちは、条例とかそういう公権力を持ってさぼった人たちを、つまり地域の活動に参加しない人を罰するわけにはいきません。それよりももっと高い価値が個人の自由というところに設定されているから強制できないのです。だとすれば、次の課題はどうやれば、みんなにそのような活動へ参加してくれる気にさせるといふ、そういう活動が必要になってまいります。

今月の10日に長野県小諸市で自治基本条例が制定されました。小諸市には区という地域組織があつて、基本条例では「本市に住む人は、(中略)区へ加入しなければなりません」という義務付けの規定を置きました。皆さんはどうお考えでしょうか。いろいろなところで自治基本条例をつくる試みがあります。そして、小諸市でもおそらく、「だってさぼるやつがいたら、皆やる気が出ないじゃないか」ということを議論されたはずですし、「最近の若い者は、曜日と違う日にゴミを出しっぱなしで責任もとらない」といって、やはり、そこにルールをつくって守らせようというような意識も働くはずでございませう。そこが市民たちの持っているセンスの問題であります。もしかすると憲法上の自由権とぶつかるかもしれないという気もしますが、問題は区に所属しないことによつてどのような制裁があるのか、処罰がされるのかどうかというようなレベルですので、まだ具体化はされていません。

私たちは、これは自分に取つて関係がある領域だからこれは参加しなきゃと思ひながら、しかし、それは常に自発的でなければならぬということを基本に隣近所との関係を再構築していくこととなります。再構築しなければ、ここに謳われているような住むことに誇りをもてるまちということに、なかなか近づかないかもしれない。これまでは、

立派な市役所があればやってくれたかもしれませんが、これからは市民が地域をつくっていくのだということをまさに覚悟された。そこで、自治基本条例というのはもう一度市民の力を持ちよって、この地域を自分たちで何とかしてみようと決意したのですね。

市民が、まちを治めるとはどういうことでしょうか。市民には3つの顔があると、私はいつも申し上げております。ひとつは、政府をつくりだしたという意味での主権者市民としての顔です。この主権者市民として、さまざまな事業に参加し、決定に参加し、そしてこの条例では、税を負担し、サービスを楽しむことを言っています。

これなかなか言えませんよ。多くのところで、経費を負担しというようなことを一般的に書いている市民の責務に規定はよく見ますが、きちっと税負担のことについて触れているのは少ない。まさに市民の鏡です。だから当然ですけど、主権者市民として市政を監視したり、意見を言ったり、経営がへたくそだと思ったら人を入れ替えたりとか、選挙の時に新しい人になってもらおうとか、途中でリコールもできるんですよ、署名を集めて。そうやって政府の役員を交代させることも可能ですし、情報公開も求めといったさまざまな方法が用意されております。

第2の立場は、市民たち自身が連帯して仲間と一緒に公共的な分野で働く、あるいは活動するといったこととございます。これを公共的市民、私は公共市民と言おうかと思っています。かつては「共に公共を担う市民」と言ったりもしたのですが、最近、若い研究者の中で公務市民という堂々たる名称で呼んでいる人もいますが、ちょっと公務はきついなと思っています。公共市民として力を合わせ、コミュニティをつくっていく、担っていく、そういう役割、ときにNPOをつくってさまざまな公共領域での事業を展開するなどの活動を行っていく、そういう市民を増やしていくということです。

3番目に生活者市民です。住んでいるだけとは言いません。住んでいるだけを変えていく、隣の人に声をかけようとか。よく小学校では声かけ運動というのを子どもたちに勧めておりますけれども、見ていると大人はあまり声を掛けあっていない。間違いなくそう思います。そのようなところから基盤を積み上げていかなければ、ある日突然、こんなこと必要だから集まってやろうよと言ったってだれも来ませんので。やはり、普段からどうやって顔見知りであるか、そして心許しあった隣人であるかといったことについて気配りが必要だということで生活者市民の課題です。

この3つの市民がひとりの中に同居していますので、結構忙しいんです。公共市民として活動し、時には政府の審議会で見解を言ったりとか、熱海に行ったから隣の人に温泉まんじゅうを買ってくるといった、そんなことを実はひとりの人間として担っていくということが、これから想定されるわけとございます。

最後に、この自治基本条例を活かしたまちづくりを進めていくということが最終的な目標だろうと思います。いくつか個条書きの申しませう。

ひとつは、行政や議会との関係です。これからどうやっていったらいいか、一人ひとりが市民に広げていっていただきたいと思うのですが、ひとつは自治基本条例の理念を

共有する。勉強会などをして、逐条で読んでいって、これはこういうことなのかなあと、少しでも広く知ってもらおうということが必要です。

それから、当然ですけれども、参加を保障すると書いてあって、保障するのを待っているだけではなくて、参加にチャンスがあればどんどん参加していくということ。公募のときにも、声掛けあって応募するというようなこと。あるいは、提案権が認められていますから提案活動、「ここはこうやったらいいんじゃないか」という。いまはまだ制度的に提案条例みたいなものは、たぶんないでしょうから、提案を次々やっていくということも、いまからすぐにできることでございます。

それから、市役所などが地域で展開する事業について、地域の団体として、あるいは市民団体として提携していく。一般に協働といっているものですが、そういったことも機会を見て積極的に取り組んでいくこともありうるかなと思っております。

それから、公の施設の管理を受託していくこと。聞けば、市民活動支援センターについてそのような試みがあるとお聞きしていますけれども、これからの市民社会のつくり方というのは、こういう公の建物を市民たちが管理していくという方向性だろうと私も感じております。

地域でどんなことに気をつけていったらいいだろうか、どんなことに心配りしていたらいいだろうかということを申し上げます。単純なのは、市民の間で協力をする、協力の関係をいろいろなところにつくっていくということになるのかなと。市民事業とかです、あるいは市民活動と市民活動の提携ですとかね。面白い世界が待っているのではないかな。

それから、皆さん、自分の中で我がまちといったときに、小平市全域を思い浮かべますか。地方都市へ行きますと、多くの場合、我がまちといいますと集落を思い出すところが多いのです。全国で、まちづくり協議会とか自治協議会というような地域単位のコミュニティづくりを進めているところが多いのですが、どういう単位でつくられているのか調べてみたのですが、おおむね小学校区というのが多いのですが、この小学校区というのは何の単位だったのかとたどっていきますと、長浜市とか松阪市で調べてみますと、8割から9割が明治22年の町村制のときの町村なんです。それがまちの単位として密かに生きてきたわけなのです。考えれば、あの時合併をして町村をつくらせたのは、小学校を建てるためでしたから、それが学校区として生きてきた。それがいま、コミュニティとか地域づくり、まちづくりといったときの地域として採用されている。なんと明治22年かと思いつつ、それでも私は、まちの単位を自分たちで発見して、その目に入るまち、工事がはじまりそうだ、何が建つんだらうというようなことにすぐ目が届くような範囲で、まちづくりというようなことを考えていくことがもう一方で必要になってきている。それが、この基本条例に書かれているコミュニティづくりということだろうと考えています。そういった意味でまちを探し、まちをデザインする。まちといったとき、この小平市全域よりも自分たちの住んでいる地域をまず考えてみよ

うという提案でございます。

そのようなまち同士が連携して行ってですね、そして、この小平市になっているんだと考えるのが私などは好きだということでございます。

混住社会を生きるということも、当然のことでございます。いろいろな方がおりますので、そのいろいろな方を受け入れていくということ、これも市民性ということだろうと考えております。そして、いろいろなテーマがあつたら、まちづくりの会議をつくろう、そしてまた集って、皆で議論をすれば何かしら結論と言いますか、ある方向に近づけるかもしれない。ではどんなふうに議論すればいいのかというのが、この基調講演が終わった後のパネルディスカッションにヒントがあると思いますので聞いていただきたいと思います。

最後に、だれかにまかせて暮らすまちよりも、自分たちでこのまちを担っていると思えるまち、それはこの基本条例の前文に見事に表現されている。住んでいることが誇りに思えるまち、こういうことだと思います。同時に、市内の大学との提携によって、一これは、全く私は感心しました。新しく大学と基本条例をつくる会が提携をしておられた。他にあまり例は知りませんので、大変感激しました。このリボンに結ばれた贈り物は、だれに届けるのですかということが書いてあります。条例の中にも書いてあります。孫子の代にこんなまちを残してあげたい、こんな意味だということでございますので、まさにこれからが正念場、この基本条例を眠らせないでまちづくりをやっていこうということを、是非お願いをいたしまして、終わりにいたします。

ご静聴ありがとうございます。

(司会) 辻山先生、貴重なお話をありがとうございました。お話を伺って、あらためていろいろなことを考えなければいけないなあと思います。

それでは次に、市民の集いの百田さんから自治基本条例ができるまでの経過をスライドを使って説明していただきます。

＜市民手作りの自治基本条例ができるまで＞

小平市自治基本条例市民の集い 百田浩

皆さんこんばんは。これから、どういうふうに自治基本条例をつくってきたのかという歩みをご紹介します。なお、スライドに使用させていただきましたカットは、武蔵野美術大学のご協力をいただきました。

私ども、自治基本条例をつくる市民の会議のメンバーは、市内のあちこちから集まってまいりました。2006年8月から議論をはじめ条例案をまとめました。昨年12月に市議会で可決、施行されました。

○自治基本条例とは

自治基本条例とはなにか。改めて簡単に振り返りたいと思います。まちづくりの基本となるルール、それが自治基本条例ということです。

まちづくりの担い手は市民以外にも、大学、お店、議会、市役所、いろいろあります。これら全体をどういう関係で街をつくっていくのかという基本のルールという位置づけです。

これからは、地方分権の時代です。地域で自治をしていこう、自己決定、自己責任でやっていこうという考え方が基盤にあります。

地方分権ということは自らのルールがいるでしょう。そのまちにあったルールをつくらうということです。まちづくりには、いろいろ細かな仕組みが必要になります。情報、福祉など個別の条例が必要となってきます。自治基本条例はそれらの土台となる基本のルールです。

○小平市での自治基本条例づくり、「小平方式」とは

小平市の自治基本条例をつくる流れについてご紹介します。

市民の会議を主体として条例案をつくりまして市長に提出。市長は市議会に提案をして審議をいただいて制定という流れです。

これを私どもは、「小平方式」と名づけました。小平方式とは100%公募の市民による市民の会議が条例案を作成する。そして、そのために市と協定を結んでパートナーとして進めていく。さらに市民の会議だけではなく、広く市民の皆さんの意見を聞いて、反映していく、これを市に提出して、市は議案の形に体裁を整えて市議会に提出する。

このこと全体を小平方式ということで、100%市民手作りといっているのではないのかと私どもは考えております。

私ども市民の会議は、61人でスタートしました。4つの部会で分担して原案をつくりを行い、それを全体会でみんな討議するという大きく分けると2段階で進めております。

条例案づくりの段階で1年10か月、それから1か月で市議会に提案いただき、市議会では1年8か月かけて議論いただきました。全部で3年5か月の月日をかけて条例制定となりました。

○市民の会議による条例案づくり

市民の会議による条例案づくりの方法をご紹介します。そもそも61人、見ず知らずの市民が公募によって集まったわけですから、わいわいがやがや始まりました。そして、どういうふうに会議を進めるかという、会議のルールである会則をまずつくりました。

これからどんなまちにしたいか、といったことについてフリーディスカッションなどを行って、目指すところは似たようなところもあるよね、また、違う部分もあるよねと

いったことを共有した上で、具体的な条例づくりのために4つの部会に分け、部会ごとにテーマを持って議論しました。

それを全体会で集約して骨子案ということでまとめました。市民意見交換会を2回に分けて行いました。1回目は、市内あちこちでの市民意見交換会に加え、辻山先生にも来ていただきフォーラムも開催しました。それらの場で、たくさんの意見をいただいた上で、より条例に近いものにまとめて、それをもとに第2回目の市民意見交換会を行いまして、皆さんの意見を反映した上で、市ともすり合わせを行って条例案として市長に提出しました。

これらの活動と並行して、広く市民の皆さんに活動を知っていただくために広報活動として、「だより」の発行やチラシを手作りで行ったり、ホームページも開設しました。また、武蔵野美術大学とのコラボレーションによって、リーフレット、ポスターなどをつくっていただき、みんなで手分けして市内に張りました。

○「熟議」を合言葉に

小平方式の大事なポイントは、自由意思で参加した市民の会議でなるべく多くの意見を交換して意見を集約していくことです。辻山先生から「熟議」というキーワードをいただき、この言葉を私たちは大事にしました。振り返ってみますと、1年半の活動の中で、市民の会議自体の運営ルールである会則をつくるまでに半年位かかってしまいました。ちょっと長かったかなという感じもあります。また、拙速な多数決を極力避けて、原則として話し合いで合意をしていくやり方をとりました。話が戻ることも恐れず何度も議論しました。その分、時間、手間がかかったということにもなります。最終的にどうしても意見が違うということはありません、ですがお互いの意見を理解するということまで歩み寄るということを目指しました。最後の全体会では、条例案全体として、全会一致で採択をしました。

メンバーの感想はいろいろです。素晴らしい仲間ができた。はじめてのやり方だったけれども、これが自治だよ。もっと議論を深めたいところもあった。などなど。

一人ひとり、自分の思いが100%入った条例案になったという人はいないと思います。ですけれども、自分と違う意見を受け止めて、全体としてこれは小平市にふさわしい条例ではないかということで、一人ひとりの思いというよりは、それを発展させていってみんなの条例案にしていったというのが市民の会議の熟議ではなかったのかと思います。

○条例案提出後の市民の会議

市民の会議は、条例案提出後、議会の傍聴などを通じて制定を見守る活動をする一方、記録誌の編集を行いました。制定後は会則通り解散して、あらたに「市民の集い」という形で記録誌の発行を行って今日に至っております。

(司会) 百田さん、ありがとうございました。

ここで、次の準備の合間を利用して、先ほどから武蔵野美術大学の話が、再三出ておりますが、武蔵野美術大学視覚伝達デザイン学科の齋藤教授がお越しですので、一言ご挨拶をいただきたいと思っております。

(武蔵野美術大学視覚伝達デザイン学科教授 齋藤啓子) 今日、一緒にポスターやリーフレットを製作いたしました江藤君と大黒さんと参りました。私どもも、こういうまちづくりや自治という基本的なことについての皆さんの話し合いにふれることができました。デザインということ勉強しているんですけども、伝えるということはどういった本質があるのかといったことを大変勉強をさせていただいたと思っております。自分たちが自分たちの暮らしを守っていき、つくっていくためにこそコミュニケーションはあるんだということを、私たち自身も学んだと同時に、これからは小平市民の方々とまた何かつくっていったらいいなと思っております。

(司会) それでは、辻山先生に再度ご登壇の上、コーディネーターをお願いし、パネルディスカッションを行います。出席者は、市民の集いから、最長老の代表としてがんばっていただいた中山さん、編集関係でがんばった伊藤規子さん、行政からは、伊藤企画政策部長の出席で行います。

<パネルディスカッション「まちづくりに活かす自治基本条例」>

パネリスト：小平市自治基本条例市民の集い 中山光弘、伊藤規子
：小平市企画政策部長 伊藤俊哉

コーディネーター：地方自治総合研究所所長 辻山幸宣

(辻山) それでは、さっそくパネリストの皆さんの話を伺っていきましょうと思っております。

私いろいろ申しましたけれども、結局一番きつかったのはですね、集まって条例案を討議してきた人たちなんですね。もちろん、自分で手を挙げたから仕方ないだろうとはいうものの、中にはけんか別れしたところも見ておりますし、あるいは会長になった人が強引に引きずって行って、横暴と言われて交代したところもありますし、しょうがない市民がいて私が書類を投げつけて「出ていけ！」といったところもございます、私も辞任しましたけれども。

そういう意味ではですね、東京大学におられた大森彌先生は「公共哲学」という本の中でこう言っております。「自分の意見を言って、それについて違う考えの人もいるということに気がつく瞬間に公共という世界が生まれる。自分だけで生きたり、考えたりしているのではないんだ。人と調和したり、あるいは対立してもいいのですが、違う

意見の人がいてその人たちがぶつかり合ったり、融合したりというところの公共という世界があるのだ。」この言葉が好きで、そのようなことがたぶん、日々行われたんだろうなと思いながら、どうでしたか、できあがるまでの日々について今思うことをまずお二人から出してもらうことにいたします。

(市民の集い 中山光弘) 元市民の会議ですが、代表3人制を取りました。いま、先生のお話にもありましたとおり、会長、座長というのをつくりますと、どうしても権力を持ってボス化してしまうだろうと。そういうことにならないように、できるだけ権力を与えないことが望ましいという会員の皆さんの総意がございまして、従って代表3人制をとりました。これが結果として極めてよかったと思います。ひとつは、一人では、思案に余ることがたくさんございましたが、3人でひっきりなしにメールとか、会って議論をし、いろいろ知恵をお借りしました。それから、会議に次ぐ会議でしたが、我々議長というものを置きませんでした。我々3人の代表が交代で司会、進行役に徹して話をまとめると、違う意見をどう熟議してまとめていくか、意見の違いが徹底的に話し込んでいくと、どうやらそれに同意はできないが意見の違いは理解できる、従ってあなたの意見の方がまとまりやすいだろうから賛成しますというような理解を得られるところまで議論することができました。

もうひとつは、だれかの意見が全否定されることがないように代表3人制の中で気を配りました。最終的に54名の会員が残ったということも、1回1回の会議を大事にしてきたことが少しお役に立ったのかなと自負しているところです。できるだけ楽しい雰囲気づくりをしようと申し合わせし、会員の方たちも、キャンディーやお饅頭をお持ちいただいたりといった差し入れもあり、楽しい雰囲気で行うことができました。そういう努力があって今日を迎えることができたわけです。

(市民の集い 伊藤規子) やはり、一番大変だったのは、会の運営だったと思うんです。

最初に61名集まって、ほとんどお互いに知らない中、何て頭の白い人が多いんだろうなど感じていました。男女比で言うと男性の方が多かったです。私はPTAから始まって、いろいろな活動を、市民活動という固いですがけれども、いろいろな地元での活動をしてまいりましたけれども、男性の方たちは仕事をなさってリタイアされた方が多かったんですね。そうすると言葉からして、違うんです。

ここで暴露してはいけないのかもしれないですがけれども、最初の何回目でしたか、「ちゃんと時間を守れなかったら来るな」という発言がありまして、「だって主婦は大変なんだから、この会議は7時に開始でしたが、その時間に間に合うためにご飯をつくって家族に食べさせ、やってくるのは大変なのになあ」という思いをもちました。その後、その方とは分かりあえてんですけども、そういういろいろな言葉の違いとか、考え方の違いとか立場を乗り越えて、最初、平成18年8月に集まって、実際に条例案を

話しだしたのは翌年の5月ですから、半年以上の時間をかけて知り合いになり、共通の言葉ができ、そして条例案を話し合うことができるようになっていったということです。

やはり、もう「市民の会議」は解散して、「市民の集い」という形になったわけですが、これからは地元にいろいろな活動をしていくときにもものすごく身に付いたものとなっていくはずだし、61人の知り合いができたということはこれからの糧になるんじゃないかと実感しています。

(辻山) ありがとうございます。

短いお話の中に大変たくさんの方が含まれていて、驚きました。

中山さんが仰っていたように難しいのは、私の言葉で言うと、これまでの古い公共の時代というのは、市の側が原案を用意してあって、たたき台ということですかね、これどうでしょうか、中身はこうですと、懇切丁寧に行政の職員の方が説明してくれて、二、三、市民の方から質問があって、最終的に「こんなのでいいですかね」、「結構です」と拍手して終わるといった市民参加でした。中山さんたちがやられたのは、話し合っていく中でこんなことでいいかなという方向が見えたら、そこに皆さんの賛同を増やしていくということとです。原案がないんですから、これが原案になりそうだなというのを見つけるまで議論するわけですね。それをまあ、熟議といっているわけですが、おそらく私が思っている以上に大変だったんだろうなと思うんです。時々打ち合わせでコーヒー飲んだり、ときに居酒屋で一杯やりながら議論したりと、この何年何カ月の間の打ち合わせに随分コストがかかったんじゃないかなと思います。

伊藤さんの話の中に、新しい時代を予感させるものを感じさせられました。私もたくさんの方のところで自治基本条例の策定委員会とか、検討委員会につきあっていますけれども、夜七時からやるのが多いんです。そうするとですね、二回目から女性が一気に減るんです。それはそうです。子どもたちにご飯食べさせている真最中、食べさせ終えても、亭主帰ってくる時間ですものね、そのことをお話しされて、聞くところによると、昼間部会というものをつくったという、これは全国でも初めて聞きました。これからの社会は、市民参加をやるにせよ、地域でスポーツをやるにせよ、仕事の時間と自分の生活の時間のバランスを考えなければならないだろうと、いわゆるワークライフバランスという言葉がいま出ているんですけれども、非常に重要です。立派な市民参加の仕組みをつくって、会社に仕事に行きっぱなしの人たちはどうしようもないですからね。

そういう意味では、主婦たちの生活のスタイルに合わせた会議の持ち方、「会議ライフバランス」というのですかねえ、大変な知恵だなと思いました。そして、それをそれぞれの案でやっていたのでは2つの案ができますので、たぶん、また、すりあわせるのでしょうか。これも結構大変だったんだろうと思いつつ、新しいものを生み出しているなあという感想を持ちました。

そんなことで、私、最初、申し上げたように市の方は、たたき台も準備せず、小平方

式と呼ばれているような、三人の代表制でみんな任せきりかという、これまでの感覚からいえば行政としては、不安でしょうがない。どこ行くかわからないみたいなことがあったんじゃないかと思いますが、この小平方式の決断といいますか、あるいはそれを維持していくためには、行政としてもいろいろ気を使ったと思うのですけれども、それをお聞きしたいと思います。

(小平市企画政策部長 伊藤) どうして、こういうような形で小平市は自治基本条例に取り組んだのかという、最初のところについてお話をさせていただきたいと思います。

ご案内の通り、17年の春に小林市長が当選をされまして、その際にマニフェストというものがありました。マニフェストって何なんだろうと一番驚いていたのは、たぶん我々庁内の職員だったのかなあと、いま思うわけですけれども。そのマニフェストの一番目の項目に自治基本条例を制定しますということが書いてありました。それで、小林市長は4月に着任早々に、市の幹部を集めまして、なんとかこのマニフェストの実現に向けて努力をしてほしいという指示を我々受けたわけです。そこで、それぞれの項目についての担当と対応方針を、それは結構気合いを入れて、庁内で、もみました。

その上で、ちょうど17年のときには長期総合計画の策定も並行して走っておりまして、市長のマニフェストの趣旨、あるいはその案件が総合計画に、片方で反映させながら事を進めるというようなことをやっていたわけです。

この自治基本条例の制定ですけれども、そもそも自治基本条例がどういうもので、どういうふうに制定を進めるかということについては、結果的に1年かかりました。制定基本方針というのを18年3月に決めて、こういうやり方でやろうということを打ち出したわけですけれども、自治基本条例そのものが、フォーラムの前半の方で、るるお話がありましたように、結局のところいま一度自治の主役が市民に帰っていくと、こういう事柄ですね。そうすると変に行政、つまり我々になるわけですけれども、行政がどうだこうだというやり方というのは、ちょっとそれは従来型すぎるのではないかというようなことで、いろいろ庁内で、一これを詳しくお話しすると1時間、2時間かかってしまいますのでお話ししませんけれども、相当、検討委員会の中で議論をいたしまして、市民の人たちに委ねようと。市民の方たちが議論して、今後の小平市の自治の在り方というのを見出してもらおうという、そういうプロセスを、ややちょっと極端かなということもあったわけですけれども、そういうことに庁内ではいたしまして、基本方針の中にそういうやり方を盛り込んできたという経過があります。

それで、いま、辻山先生の方からいろいろ心配があったんじゃないかということがありましたが、そうですね、心配していた方もいるかもしれませんが、私のところではあまり心配はしておりませんでした。といいますのは、制定の期限というものを決めていなかったんですね。これは、マニフェストでは、マニフェストの期間内につくり出すということになるわけですけれども、やはり市民の方々に相当議論していただいて、つく

っていつていただきたいということがありましたので、あらかじめ市としていつまでにつくってくださいということは、リクエストいたしませんでした。ですから、どれだけ時間がかかっても、こんな言い方をすると無責任な感じになりますけれども、そういうようなつもりで市民の方たちの討議の中に任せていこうというような考え方で進めたんですけれども、本当に、まさにこれが自治のプロセスなんだなということを、会議には、常に職員がつかせていただきましたけれども、ほとんど何も言うことなく、まさに自治のプロセスということをそこで実現をしていただいて案をつくってきていただいたのかなあとということを思っております。

従いまして、庁内のどこか片隅で心配がなかったと言ってしまいますと嘘になりますけれども、本当に成功事例ということで、これは、全国に向けて発信していける形になったのではないかと考えているところです。そういう意味でまさに自治をするのは、市民の方たち一人ひとりなんだなということを、我々はそういうふうに取り扱っておりますし、また、今後も、この方式、他にどういう形で使えるか実は悩んでいるのです。なかなかテーマを考えませんとこういう事柄というのは、やはりやっても難しい部分があると思うんですけれども、本当の自治の基本中の基本を考えるというプロセスであったからこそ、我々も任せることができ、そしてこういう成功事例になっていただいたということだと思えます。ちょっと話が長くなって申し訳ありません。

(辻山) 長い。これが古い公共という体質なんですね。隅から隅まで説明しなければいけないと思っているからね。それだけ行政マンは、大変なんだということも理解しているつもりです。

時間も迫ってまいりましたので、「市民の集い」のお二人は、自治基本条例づくりに参加をして、できあがったわけですが、これからについて伺いたいと思います。いま、どんなことをお考えですか。

(市民の集い 中山光弘) メンバーでいろいろと話をしますと、本当にいままで家には寝に帰ってくるだけで会社の仕事ばかりだったよなど。で、ようやくリタイアをして時間もできたので、地域のために何かお役に立てばということで、この会に参加をしたんですけども、本当にいま、こうして議論してつくりあげてきて、少しは地域のお役に立つのかな、というようやく普通の市民になれたのかなあと。いままでは下宿に戻る学生のような生活だったわけですから、ようやく地域に根差した暮らしをする生活者としての市民ということになったのかなあと。そういう気持ちを、ご近所とか友人知人と一杯飲みながら話をしてですねえ、一話が横道にそれますが、先ほど先生、ずいぶん打ち合わせでコストがかかったらとおっしゃっていましたが、それについては嫌いではないのでコスト負担しましたが、市の方ではそれに関しては一切弁済してくれません。全部自前でがんばってまいりました。でも、楽しい時間でしたのでなんとか持ちました

けれども。で、戻りますが、本当に一個人として別に大したことはできませんが、市政に対する参加の度合いを上げていく、あるいは友人知人たちと話し合っただけで協働するような、何か担えるものがあればという形で、まだ、考えているだけでございますけれども、何とか市民としての参加度を上げていきたいと、こう思っております。

(市民の集い 伊藤規子)「私が、今後この条例を活かして」というと、なんかすごく責任重大に思うんですけども、きっと皆さんは、「市民の会議」が「市民の集い」というように名前が変わって、今後、自治基本条例が市政でどう生かされていくのかを「市民の集い」が見守っていくんだらうと思われるかもしれないんですけども、実は、私自身は、そんなふうには思っていないで、自分自身の活動にもう一回戻っていく、私は図書館を中心にした「図書館友の会」とかこども文庫の活動を長年続けてまいりましたし、勉強したことを生かしていきたいと思っております。

もうひとつは、ちょっと、宣伝をさせていただくと、この4月1日から元気村というところで、「小平市民活動支援センター」が始まります。いままで、準備室という形だったんですが、今度正式に発足いたします。そこを市民の集まりであるNPO法人の「小平市民活動ネットワーク」というところが指定管理者として受託いたしました。私はその中の一員として参加して、これから運営に携わってまいります。やっぱりそういう場所ができたということは、いろいろな活動、私は自分自身の長年の活動もありますし、皆さん方それぞれに、いろいろなことをなさっていらっしゃると思うので、そういったことを交流させて緩やかに市民がつながっていく場所として、市民活動センターというのでいいのだと思うんですね。だれが支援するわけではなくて、自分たちが自分たちをお互いに支援していく場所というふうに私たちは考えていますので、是非、遊びにではなくて、参加しにきてください。元気村という萩山駅の近くも複合施設の中にありますので、どうぞよろしく願いいたします。

(辻山) やっぱり、こうやって聞いているとお二人に限らず、一番苦労したのはつくる会の人たちだったと思います。同時に、一番得したのもこの人たちだったのかなという気がしますよね。私たちの理論の世界ではですねえ、市民自治とか市民の概念について議論するとき、市民というのは何だ、それは自立して、きちんと相手と契約関係を結んで履行できる、相手の権利を守れるといろいろなことを言うんですけども、じゃあ、「そんな市民はどこにいるんだ」という話になる。市民の会議だから全員市民だと思いでしょけれども、たぶん、始まったときは市民ではなかったのかもしれないのです。ただ、面白がっているだけ、行政に言いたいことがあってやってきた、暇があるからやってきた、いろいろな形で参加されたと思うんですが、ここから市民になっていく、一中山さんいいことおっしゃいましたよねえ、市民になったような気がするという。とっても重い言葉だと思いました。こんな言葉を聞くとですねえ、学問的に市民とは何

かと議論しているのが、阿呆みたいな気がします。そういう感覚だと思います。そういう意味では、こういうチャンスで、これからたくさん皆さんが提案してついたり、あるいは行政の側が提案したものに皆さんが積極的にかかわっていくなどをしながら、案を作り出していき、苦しみと喜びみたいなものを越えていって、市民になるというような広がり方をしていっていただくと私など理想的だなあと考えています。

それでは、時間ですので司会者にお返しします。

<質疑応答>

(司会) 辻山先生、パネラーの皆さんありがとうございます。

ここで、ご来場の方からご意見、ご質問がありましたらお受けしたいと思います。

(来場者) 条例、本当にご苦労様でした。

私、前文のところちょっと気になるのですが。住宅都市と学園都市という2つのキーワードが出てきていますが、それを踏まえて小平をどうしていくのかという将来を描くのだろうと思うのですが、もっと企業というものをもっと大事にしたらどうかと思うんです。たとえば、ブリヂストンという会社が小平の真ん中にあります。これは、意外と小平市民は知らない。また、日立とかの先端な企業もあります。

やはり市民同士の協働あるいは行政との協働ということになりますと、このまちをいかに、もっと前向きなまちにしていくかということになりますと、どうしても企業を巻き込むことを考えないと小平の将来は危ういんじゃないかと思うんです。

その辺、検討の過程でどうだったのか、あるいは市のこれからの展望はどう考えているのかをお聞きしたいと思います。

(市民の集い 中山光弘) いま、おっしゃった企業を大事にするという部分は、たとえば、まちづくり基本条例なるものを制定するのであれば、当然考えなければいけない問題だと思うのですが、今回、我々議論の最中で環境権をもっと書き込みたいとか、幸福追求権も書き込みたいとか、いろいろな意見があって、収拾がつかなくなりました。で、我々がつくっているのは何なんだと。自治基本条例だよねと。したがって、自治の基本ルール、基本原則に絞ろうということで整理をしました。したがって、いま仰ったようなことは、まちづくり基本条例、あるいは長期総合計画の中にどう生かしていくかというような形で考えていけばいいのではないのかと思います。

(小平市企画政策部長 伊藤) 自治基本条例ということもありましようけれども、むしろ今後のまちづくりということの中でも、企業を大事にというご提案と受け止めました。

ブリヂストンさんに限らず、市内にいろいろな企業があるということ、あるいは大ききでいえば、大工場もありましようし、小さな町工場もあるといったようなことでしょう。それから、商業ということ、農業ということもあると思います。結局、いろいろな産業がまちのなかにあるということは、大変大事なことだというふうに思っております。

特徴的なこととして住宅都市ですとか学園都市ということ、それだけがあればいいということではありませんので、まちの中のいろいろな暮らしの要素が、できればバランスよく整うことが大変大事なことはないかと思っておりますので、小平市でもいろいろな産業政策をやっておりますので、まちの中にきちっとそういうものがインプットされていくような、そういう施策をつくって進めていきたいと思っております。

(来場者) 40年以上小平に住んでいますけれども、最近やっと小平市民になりかけた者です。先ほどの基調講演を聞きまして、それから普段思っていることと合わせて思いついたのですけれども、私も田舎の非常に貧乏な寒村で生活してまして、いろいろなことを自分たちでやってきました。雪かき、道路づくりも全部自分たちでやりました。そのときに、貧乏で暗いというのはありましたけれど、将来が暗いとはそんなに感じなかった。なぜかと考えてみますと、ひとつはそこを担う人間を、昔からのやり方で育ててきたということがあると思うんです。

そういう点から言いますと、この自治基本条例も、自治を担う人を育てると、育て続けるという理念を基本理念として入っていて、それに基づいて具体的にやっていくという必要があると感じました。

(来場者) 私は小平市に住んで20年にしかありませんが、しかし、地方行政について自分は専門だと思っております。

今回の自治基本条例、本当に4百何十時間、六十何人の方が議論されたというのは、本当にこの点については敬服をいたします。御苦労様でした。ありがとうございますと、まず申し上げたい。

ただ、少し辛口のコメントになりますが、私から見れば、今までのことが取りまとめられただけではないかと。スタートも市民から発想されていない、これはお仕着せであると思います。大変、辛口で恐縮ですが、市長のマニフェストから市が考えて、後は自由にといいことで進められていますが、本当に市民からわきあがってきた条例ではないと。

従って、内容がですねえ、スタートにおいてこれは市民が市長と議会に信託しますとありますけれども、制度からしたら日本の民主主義は、明治の近代化により外から輸入され、第2次世界大戦以後も外からのお仕着せの民主主義としてスタートしていると私は思います、しかし内容については、非常に民主主義、それから地方自治は民主主義の学校である、住民自治というものを頭において制度というものは実は組み立てられている。これをいかに実際に実現していくか、そして本当の民主主義をつくっていくのかということが大きな日本の歴史の課題であった。

そういう意味でこの自治基本条例は、バランス度、成熟度は高いんですが、内容は少し大人しい、基本的なことが確認されているという印象を持ちます。なぜこうなるかと

いうと、たぶんですねえ、この地域の自治意識というのが必ずしも高くない、参加をする人がこれ以上増えなかったと思うんですね、61名から。私は自治会の活動をやっていきますけれども、自治会の活動でも本当にやってくれる人がいない状況です。そうではなくて、自分たちのまちは自分たちでつくるんだと。こういう意識があって、それが行動に結びつく人たちに市民がなっていけるのか、それが一番大切だと思います。今後、どういうふうに進んでいくのか、その辺のご感想を伺いたいと思います。

この条例の次のステップとして私が期待することは、大阪の池田市が一番の典型ですが、小学校単位で自分たちでまちづくりを下さい、予算の提案権も与えますという。あれも非常に限界があると思うんですが、そういう方向に進んでいかなければならないのではないかと思います。ただ、そのためには、ますます意欲のある人が大勢いないといいまちづくりに結びつかないですね。大阪の池田を見てもやはりマンネリになって、この橋を直す、公園を直すという程度にとどまっていますから。

(辻山) ご指摘のように池田市の地域分権条例のように、公的なシステムとして地域ごとの自治を認めますよという方向が出てまいりました。おそらくそれがうまく動いていくかどうかは、これからの課題と考えております。つまり、そこを担っていくリーダーの顔がよく見えないのです。いまのところは既存の町内会、自治会などでがんばってこられた方、あるいはNPOなどで既に実績のある方たち、PTAの方たちとかやはりそういうことで、一般に、たとえば選挙をやりたいと。上越市のように地域で選挙をやるといった時に、どれぐらいもつだらうかと。上越市も、2回目はついに立候補者数が定数に足りませんでしたので、全員無投票当選になってしまったのですが、これもいま市民社会に問われている課題だなどは認識しております。

(小平市企画政策部長 伊藤) また、長くなっちゃうといけないんですけども。仰った一番大きな趣旨は、市民の側からいろいろな事柄の出発点が出てくるのが、それは一番理想なんだというふうに思うわけです。今回の小平市の自治基本条例が市長のマニフェストに端を発したというのは、これは間違いのない事実であるわけですが、ご指摘のような点が、役所が勝手に言いだして自治基本条例が必要だといったわけではなくて、市長が選挙において民意を得るマニフェストにおいて話が出てきているということは、ひとつお話の趣旨に近い部分になってきているのではないかなと思っています。市民がやはり言いだしっぺというところに、私の方の理解はどちらかというと近い性格のものになっているんじゃないかなと思っています。

今後、この自治基本条例を使っていろいろな取り組みが、役所がどんどん提案していくというスタイルではなくて、市民の側から提案が出てくるという理想の形に向けて、行政としては協働の提案制度とか、いろいろな取り組みを行っていますけれども、そういう仕組みについて、今後とも工夫をしていきたいと思っています。

(来場者) 小平市は、従来の市民の方が少しいらして、あとの大半はサラリーマンで外からいらした方で、あまり地域のことに関心を持っておられないという、なかなか市民

自治が育ちにくい環境にあると思います。

(司会) 我々代表3人も、全員企業人で今まで地域の事を考えたこともなかったのですが、この数年間は、夢中になってやってきました。これは明るい兆候かなと思っています。

つたない司会で恐縮でしたが、この先につながるような皆さんの更なる参加、協力をいただければ、小平市もより良いまちになるかと存じますので、よろしくお願いします。本日は、ありがとうございました。